

議案第13号

日野町被災者住宅再建支援金交付条例の一部改正について

日野町被災者住宅再建支援金交付条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月7日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町被災者住宅再建支援金交付条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景および趣旨

平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部地震による被害等に鑑み、鳥取県において被災者の住宅再建等に係る支援を拡充し、鳥取県被災者住宅再建支援条例を改正したことから、この改正に伴う関連箇所について、町条例を改正する。

2 改正内容

(1) 次の区分の給付金において、対象事業及び交付定額が新たに県条例における補助金の対象とされたことから、町条例に記載する。

区 分	対象事業	交付定額
被災者住宅再建等支援金	半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入	100 万円（単数世帯については、75 万円）
	一部損壊世帯の居宅の補修	補修に要する経費（30 万円を上限とする。）
	住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修	補修に要する経費に 3 分の 2 を乗じて得た額（100 万円を上限とする。）
被災者住宅修繕促進支援金	小規模な損壊の居宅の補修の促進	2 万円

参 考 ・半壊世帯

損壊に係る割合が 20 パーセント以上 40 パーセント未満のもの

・一部損壊世帯

損壊に係る割合が 10 パーセント以上 20 パーセント未満のもの

・被災者住宅修繕促進支援金の対象となる小規模な損壊

損壊に係る割合が 10 パーセント未満のもの

(2) 県条例における改正箇所に関連する規定等について、内容を改正する。

ア 県条例において、被災者住宅修繕促進支援金が新たに記載されたことにより、条例名称が、鳥取県被災者住宅再建支援条例から鳥取県被災者住宅再建等支援条例に変更されたことから、これに倣い、日野町被災者住宅再建支援金交付条例を日野町被災者住宅再建等支援条例に変更する。

イ 給付金の対象者について、居宅に代わる住宅の建設又は購入、居宅の補修及び小規模な損壊の居宅の補修の促進に係るものの対象者に賃貸住宅の所有者を追加する。

ウ 申請期間・完了期間の延長が必要な場合に、知事と協議の上、条例に記載された期間を延長できる規定を追加する。

エ その他所要の規定整備及び文言の整理を行う。

3 附則

公布日から施行する。

日野町被災者住宅再建支援金交付条例の一部を改正する条例

日野町被災者住宅再建支援金交付条例（平成20年日野町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>日野町被災者住宅再建等支援条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、<u>指定自然災害</u>により住宅に被害を受けた者に、<u>給付金</u>を交付することにより、町が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>指定自然災害</u> 自然現象(被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する自然現象をいう。以下同じ。)により生ずる被害のうち、次のいずれかに該当するものであって、町長が鳥取県知事(以下「知事」という。)と協議して指定したものをいう。</p> <p>ア 県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの</p> <p>イ <u>1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象</u></p> <p>ウ <u>1の集落においてその世帯の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>日野町被災者住宅再建支援金交付条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、<u>自然災害</u>により住宅に<u>著しい</u>被害を受けた者に、<u>被災者住宅再建支援金</u>(以下「支援金」という。)を交付することにより、町が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>自然災害</u> 自然現象(被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する自然現象をいう。以下同じ。)により生ずる被害のうち、次のいずれかに該当するものであって、町長が鳥取県知事(以下「知事」という。)と協議して指定したものをいう。</p> <p>ア 県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの</p> <p>イ <u>世帯数の大幅な減少による被災地域における地域社会の崩壊又は町の著しい財政悪化を招くおそれのあるもの</u></p>

(2) 居宅 指定自然災害が発生した日(以下「発生日」という。)の前日において、その所有者又は所有者の3親等以内の親族、賃借人その他これに準ずる者として町長が別に定める者が生活の本拠としていた住宅をいう。

(3) 全壊世帯 指定自然災害(法第2条第2号の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。)により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。

ア 当該指定自然災害によりその居宅が全壊した世帯

イ 当該指定自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該指定自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯(前号イ及びウに掲げる世帯を除く。)をいう。

(5) 半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の床面積の延床面積に対する割合又は町長が定めるところにより算定した損壊に係る割合(以下この条において「被害割合」という。)が20パーセント以上のもの(前2号に掲げる世帯を除く。)をいう。

(6) 一部損壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の被害割合が10パーセント以上のもの(前3号に掲げる世帯を除く。)をいう。

(2) 全壊世帯 自然災害(法第2条第2号の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。)により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅(自然災害が発生した日(以下「発生日」という。)の前日にその所有者又は所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として町長が別に定める者が生活の本拠としていたものに限る。以下「居宅」という。)が全壊した世帯

イ 当該自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(3) 大規模半壊世帯 自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯(前号イ及びウに掲げる世帯を除く。)をいう。

(4) 半壊世帯 自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が20パーセント以上のもの(第2号及び前号に掲げる世帯を除く。)をいう。

2 前項第1号アからウまでの規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる世帯は、それぞれ当該各号に定める数をもって、住宅が全壊した1の世帯とみなす。

- (1) 住宅の被害割合が20パーセント以上である世帯（住宅が全壊したものと及び次号に掲げるものを除く。） 2
- (2) 住宅が床上に達する浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯 3

(給付金の交付)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金を、同各号に掲げる者に対し、予算の範囲内において交付する。

- (1) 被災者住宅再建等支援金（別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について支援金の交付を申請する者に限る。）に対し交付するものをいう。）
- (2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者（被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るものを除く。）の交付を受ける者を除き、町長が別に定めるものに限る。）であつて、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付するものをいう。）

2 前項の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情により、支援金の交付の対象となる者が同項各号に規定する期間内に交付の申請又は事業の完了をすることができないと認めるときは、知事と協議の上、その期間を延長することができる。

(支援金の交付)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる世帯の世帯主（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について支援金の交付を申請する者に限る。）に対し、予算の範囲内において支援金を交付する。

(給付金の額)

第4条 前条第1項第1号の被災者住宅再建等支援金の額は、別表の第5欄に定める額以下とする。

2 前条第1項第2号の被災者住宅修繕促進支援金の額は、2万円以下とする。

別表(第3条、第4条関係)

対象事業	完了期間	対象世帯	申請期間	支援金の額
(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅(町内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあつては、町長が別に定めるものに限る。)の建設又は購入(当該建設又は購入について契約を締結する場合にあつては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)	略	全壊世帯の世帯主又は当該住宅の所有者(町長が別に定めるものに限る。)	略	略
(2) 全壊世帯の居宅の補修(当該補修について契約を締結する場合にあつては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)				略

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表の第5欄に定める額以下とする。

別表(第3条、第4条関係)

対象事業	完了期間	対象世帯	申請期間	支援金の額
(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅(町内に設置されるものに限る。)の建設又は購入(当該建設又は購入について契約を締結する場合にあつては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)	略	全壊世帯	略	略
(2) 全壊世帯の居宅の補修(当該補修について契約を締結する場合にあつては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)				略

<p>(3) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅(町内に設置されるものに限る、賃貸住宅にあっては、町長が別に定めるものに限る。)の建設又は購入</p>	略	大規模半壊世帯の世帯主又は当該住宅の所有者(町長が別に定めるものに限る。)	略	略	<p>(3) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅(町内に設置されるものに限る。)の建設又は購入</p>	略	大規模半壊世帯	略	略
<p>(4) 大規模半壊世帯の居宅の補修</p>	略	略	略	略	<p>(4) 大規模半壊世帯の居宅の補修</p>	略	略	略	略
<p>(5) 半壊世帯の居宅に代わる住宅(町内に設置されるもの限り、賃貸住宅にあっては、町長が別に定めるものに限る。)の建設又は購入</p>	3年	半壊世帯の世帯主又は当該住宅の所有者(町長が別に定めるものに限る。)	2年	100万円(単身世帯については、75万円)					

(6) 半壊世帯の居宅の補修	略	半壊世帯の世帯主又は当該住宅の所有者（町長が別に定めるものに限る。）	略	略	(5) 半壊世帯の居宅の補修	略	半壊世帯	略	略
(7) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該住宅の所有者（町長が別に定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費(30万円を限度とする。)					

<p>(8) 指定自然災害により損壊した擁壁その他の町長が別に定める構造物であつて、発生日の前日において現に生活の本拠とされていた住宅に重大な損害を及ぼすおそれのあるものの補修</p>	<p>2年</p>	<p>当該構造物の所有者、管理者または占有者（町長が別に定めるものに限る。）</p>	<p>1年</p>	<p>補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額（100万円を限度とする。）</p>					
<p>(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、町長が知事と協議して別に定める事業</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、町長が知事と協議して別に定める事業</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

附 則

この条例は、公布日から施行する。